

令和7年度小牧市結婚新生活支援補助金に関するQ&A

質問	回答
所得とは何を指しますか。	会社員の方は、1年間の給与等の収入金額（源泉徴収票の「支払金額」に記載の額）から給与所得控除額を差し引いた金額です。 自営業の方は、1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額です。 複数の所得がある場合は合算します。（例：給与所得と一時所得）
貸与型奨学金の年間返済額は、所得から控除できますか。また、どのように確認しますか。	令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に返済した金額は控除できます。 また、奨学金返還証明書により確認しますが、証明書の提出が困難な場合には、通帳等により返済額を確認します。
令和6年中の所得を確認する書類は、源泉徴収票でも構いませんか。	必ず所得証明書の提出が必要です。令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村で証明書の発行をください。ただし、令和7年1月1日時点で小牧市内に住民登録があれば省略可能です。
勤務先から住宅手当が支給されている場合、補助の対象になりますか。	住宅手当分を控除した金額が対象となります。 交付申請時点で仕事をしている方（アルバイトを含む）は、「住宅手当証明書」の提出が必要です。勤務先に記載を依頼してください。 ※勤務先から住宅手当などの支給がない場合でも、証明書の提出が必要です。
申請時点で40歳になりますが、対象になりますか。	婚姻日における年齢が39歳以下であれば対象となります。
引っ越し費用で対象となるものを具体的に教えてください。	引っ越しにかかった費用のうち、引っ越し業者や運送業者へ支払った費用が対象です。したがって、レンタカーを借りて引っ越しを行った場合の費用や、不用品の処分費用は対象外です。
住宅を取得した場合、対象となる費用は何ですか。	婚姻に伴う住宅取得費用は、建物の購入費のみが対象です。
引っ越しの際のエアコン移設・設置費用は、補助の対象になりますか。	対象になりません。
前年度に本補助金を受給した夫婦が補助金の上限額に達していなかった場合、その差額を追加申請できますか。	その差額の範囲内で追加申請できます。 継続補助制度といい、対象となる可能性のある方には通知にてお知らせいたします。 ※ただし、前年度と同一物件で、令和7年4月1日から令和8年3月13日に支払った費用が対象です。
婚姻前の住宅購入またはリフォームは補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、婚姻日より前に取得した住宅、契約したリフォームの場合、婚姻日前1年以内に契約したもので婚姻を機として取得した住宅、リフォームが対象となります。
住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか。	婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用とします。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とします。
夫婦の一方又は双方が外国人である場合、補助金の対象となりますか。	日本方式の婚姻をしている場合は、対象となります。 外国方式の婚姻の場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。
夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に、もう一方が入居した場合は補助金の対象となりますか。	対象となります。ただし、補助対象となるのは、婚姻を機とした同居開始後に生じた費用に限ります。 ※上記の「婚姻を機とした同居」とは、婚姻日前1年以内に同居した場合をいいます。